

令和2年度法務省委託「新型コロナウイルス感染症に関する人権啓発リーフレット」の印刷・製本に関する見積競争（仕様書）

1 発注内容

「新型コロナウイルス感染症に関する人権啓発リーフレット」の印刷・製本業務

2 仕様等

(1) 判型等： A4判 / 4 ページ (A3判・二つ折) / 4C

(2) 用紙： 再生 コート紙・A判 57.5 / kg

(3) 部数： 400,000 部

※ 印刷・製本に当たっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき、定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和2年2月7日変更閣議決定）による紙類の印刷用紙及び役務の印刷の基準を満たさなければならず、それを証するための書類を提出しなければならない。

※ ただし、印刷用紙については受注後、当該基準を満たす製品を入手することが困難な場合には、当センターの了解を得た場合に限り、代替品の使用を認める。

3 スケジュール

(1) 版下データ支給日： 令和3年3月3日（水）

※ 当センターから版下データ（illustrator）を支給する。

(2) 納入期限：令和3年3月17日（水）

4 校正

色校正1回以上

5 納品場所（各納品部数は別途指示する。）

(1) 当センターが指定する発送会社（都内又はその近郊）1か所

(2) 法務省人権擁護局人権啓発課

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

(3) 公益財団法人人権教育啓発推進センター

〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX 芝大門ビル4F

6 成果物

新型コロナウイルス感染症に関する人権啓発リーフレット 400,000部

7 提出書類

(1) 見積書

(2) 工程表

8 提出期日

9 その他

- (1) 最低価格による見積書の提出者を受注者に決定する。
- (2) 応募に当たっての提出書類は返却しない。
- (3) 納品にかかる経費は受注者負担とする。
- (4) 見積競争の参加に要する経費は、参加者負担とする。
- (5) 本業務の実施に当たっては当センターによる確認作業を経て、承諾を得た上で作業を進めること。
- (6) 請求書は全業務完遂後に発行すること。
- (7) 本件の完遂のために十分な実施体制を整えること。
- (8) 本仕様書の印刷・製本作業に係る部分に疑義を生じた事項並びに印刷・製本作業に係る定めのない事項については、当センター担当職員と協議して決定するものとする。
- (9) 印刷・製本するに当たり知り得た法務行政等に関する情報について、本業務以外の業務への使用及び第三者に対する一切の漏洩を行ってはならない。
- (10) 見積書への必要事項の記載漏れや押印漏れ、提出書類の不備等は失格となるため、提出前に十分確認すること。
- (11) 受注者は、速やかに見積書（各冊子の印刷費、製本費）を提出すること。
- (12) 発注後、本仕様に従わないと認められる場合には、発注を解除することがある。その場合、解除までに要した経費その他の費用は受注者の負担とする。また、受注者に責めに帰すべき事由がある場合には、当センターから違約金を請求する場合がある。
- (13) 本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。本業務の一部を第三者に委託する場合は当センターの承諾を得るものとする。

10 問合せ先・連絡先

公益財団法人人権教育啓発推進センター 事業部 松本・野中

〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F

TEL：03-5777-1802（代表）／FAX：03-5777-1803

Eメール： ① matsumoto@jinken.or.jp

② nonaka@jinken.or.jp

ウェブサイト：<http://www.jinken.or.jp>

.....
公益財団法人人権教育啓発推進センター

ツイッター

https://twitter.com/jinken_center

YouTube 人権チャンネル

<https://www.youtube.com/jinkenchannel>

.....
人権ライブラリー

<http://www.jinken-library.jp>